

9 月定例会議最終日の討論 一般会計補正予算（第 5 号）等に反対

日本共産党滋賀県議会議員 杉本敏隆

議第 110 号 平成 30 年度滋賀県一般会計補正予算（第 5 号）について討論します。この補正予算に反対する理由は二つあります。一つはスポーツ施設整備費 3,359 万円として計上されている 2024 年国体に向けた草津市でのプール整備の問題です。

そもそも、国体に向けた県の施設整備は不合理の連続であり、到底、県民の理解を得られるものとは思えません。

第一に、14ha しかない彦根総合運動場を主会場に選定したために、まだ十分使える県の既存施設をことごとく破壊し、耐震改修したばかりの彦根市の体育館まで潰すという愚行を重ねています。この 200 億円の巨費を投じる主会場・陸上競技場整備は、「大会の競技施設は既存施設の活用に努めるものとする」という国体開催基準要綱細則に真っ向から反しているとともに、「国体の簡素・効率化」を求めた 2002 年の全国知事会の緊急決議以来の全国の流れにも逆行しています。

主会場に選定した時点で、隣接する農地の買収が自明になっていたにもかかわらず、その農地の一部で県費を投入して土地改良を進め、それを今買収していることは、明らかに地方財政法に違反しています。この問題については先般、住民監査請求をおこない、このような税金の使い方が認められていいのか、厳正な監査を求めているところです。県民の税金を原資として土地改良を行った農地は、当然に農業のために活用すべきであります。およそ土地改良をおこなって一度も作付けしない…こんなことは全国に例がありません。まったく不合理が極まっています。

第二に、新県立体育館整備も交通不便な谷底を建設地に選んだがために、近隣の事例では60億円でメインとサブの立派な体育館ができるのに、その1.5倍以上の100億円を投じるという…これも不合理的な話です。

そして第三に、今回の補正予算で出てきた草津市でのプール整備。昨年度の当局の説明では、最大60～70億円とされていたものが、今回、約100億円とされています。国体施設整備の経費を抑えるために市町と共同でプール整備をするとしていた、そもそもの理由が破たんしています。しかも、市道の整備まで県が3分の2を負担するというに至っては、まったく無原則であります。公的資源を民間に投げ出し、事故の危険、経営破たんのリスクを住民と自治体にしわよせするPFIによる整備も問題です。PFIの受注は大手ゼネコンが担い、地元企業を排除する仕組みとなっています。PFI事業は、地方自治を侵害し、地元企業の参入を妨げ、住民サービスの後退につながる恐れがあります。

この議案に反対するもう一つの理由は、民間児童福祉施設等整備助成費1億1500万円余に含まれる近江八幡市における障害者施設整備です。当初予算と今回の補正予算で、約2億円の補助金を国と県が出し、岡山県の社会福祉法人「三穂の園」が旧安土悠々元気園の敷地内にグループホームと通所施設を同時に整備する問題であります。これは障害者権利条約等にもとづく職住分離の原則を、初めて滋賀県で破るという重大問題です。これまで滋賀県では職住分離の観点から、障害者の通所施設の敷地内でのグループホームの整備は一度も認めてきませんでした。今回これを歪めたのが、近江八幡市長による厚生労働大臣への依頼に基づく国の圧力によるものならば、由々しき問題です。

障害者権利条約の精神に背き、障害者福祉に取り組んでいる人々の努力に水を差す時代逆行の施設整備に補助金を出すことは止めるべきです。「誰一人取り残さない」SDGsを県政に取り込んでいるというのは看板倒れです。よって、この補正予算は否決すべきであります。

次に、議第 112 号 滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について反対討論をします。

マイナンバー制度は現在も、「従業員から集めたマイナンバーが盗難にあい流出した」などのトラブルや、マイナンバーを口実にした詐欺などが頻発しています。確定申告や年金の扶養親族等申告書などにマイナンバーの記載欄ができたことで手続きが複雑化・煩雑化し、国民は無用な混乱を押しつけられています。日本共産党はマイナンバー制度の廃止を求めています。

もともと、国民の税・社会保障情報を一元的に管理する「共通番号」の導入を求めてきたのは、財界でした。社会保障を、自分で納めた税・保険料に相当する“対価”を受けとるだけの仕組みに変質させ、徹底した給付抑制を実行し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことが、政府・財界の最大のねらいです。

マイナンバーは、それまでにあった「住基ネット」などとは比較にならない大量の個人情報や蓄積し、税・医療・年金・福祉・介護・労働保険・災害補償などあらゆる分野の情報を、一つの番号に紐づけしていくことが狙われています。この際限のない拡大が、プライバシー権の侵害や詐欺やなりすましなどの犯罪の拡大につながります。アメリカでは、「社会保障番号」の流出・不正使用による被害が全米で年間 20 万件を超えると報告されています。同様の制

度がある韓国でも、700万人の番号が流出して情報が売買され、大問題となりました。イギリスでは、労働党政権下の2006年に導入を決めた「国民IDカード法」が、人権侵害や膨大な費用の浪費の恐れがあるとして、政権交代後の2011年に廃止されました。マイナンバー制度には、巨大なITハコモノ利権という側面もあり、制度の維持費やシステム改修にともなう国や自治体の負担も相当の額にのぼることも重大であります。以上の見地から、議第112号に反対します。

最後に、議第113号 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について反対の討論をします。

サテライト型施設については、本体施設が人員に関する基準を満たしている事を前提に、入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、職員の配置を緩和することができるとしています。が、これは、事故の危険性の増大やサービス低下を招く恐れがあり、賛成できません。こうした規制緩和の背景にあるのは、老人ホームの運営の困難です。特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上に限定されたため、今後ますます低所得で孤立した高齢者が急増し、介護難民はますます増大するおそれがあります。このような中であって、環境上の理由や経済的理由により、自宅で生活することが困難な高齢者が入所する養護老人ホームの役割が大きく求められます。今、必要なことは、こうした改悪とは反対に、養護老人ホームの職員配置基準を充実させることでもあります。よって、この議案には賛成できないことを表明して討論を終わります。